

役員、評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人豊友会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊友会の役員、評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 前項に掲げる役員のうち、週平均 3 日以上法人の業務に当たる役員を常勤役員とする。
- 3 前項以外の役員を非常勤役員とする。

(理事会・評議員会等諸行事への出席)

第3条 役員、評議員は、法人及び施設で実施する主要な行事に参加するものとする。

- 2 研修会等に積極的に参加するものとする。

(常勤役員の報酬)

第4条 常勤役員の報酬は、別表 1 に定める一人当たりの月額及び年間総額の範囲で支給する。

- 2 職務を行うために要した費用は「チャイルドハウス保育園給与規定」に準じて支給する。
- 3 支払時期は毎月末とする。
- 4 支払方法は金融機関振込又は現金支給とする。

(非常勤役員・評議員の報酬)

第5条 非常勤役員及び評議員は、理事会・評議員会その他法人及び施設の経営、運営のために、その業務にあたるものとし、別表 2 により報酬を支払うことができる。

- 2 理事会・評議員会出席時の交通費は旅費規程により支給するものとする。
- 3 支払時期は各年 6 ヶ月ごととする。
- 4 支払方法は金融機関振込又は現金支給とする。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表 3 により報酬及び職務に要した費用を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 非常勤役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表 4 により支給することができる。

- 2 常勤役員が法人業務のために出張する場合は、旅費規程により支給することができる。

3 業務執行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成20年3月31日より適用する。

この規程は、平成27年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1(第4条関係)

名 称	報酬月額上限額	年間総額
常勤役員	889,100円	16,360,200円

別表2(第5条関係)

名 称	報酬(1回)	交通費
理事報酬	5,000円	旅費規程による
評議員報酬	5,000円	旅費規程による

別表3(第6条関係)

名 称	報酬(1回)	職務に要した費用
監事監査指導報酬等	30,000円	旅費規程による
監事報酬	5,000円	旅費規程による

別表4(第7条関係)

	旅費	宿泊費	報酬1日
非常勤役員・評議員	実費	20,000円	5,000円
常勤役員	旅費規程による		